

入学準備金のご案内

(就学援助制度 令和7年度中学校入学者用)



箕面市立中学校に通う予定のお子さんが安心して勉強できるよう、入学時の準備等にかかる費用の一部を補助する制度です。

今回ご申請がない場合、中学校入学後に入学準備金を受け取ることができませんので、ご希望のかたは期日までにご申請ください。

※箕面市立小学校6年生で、令和6年度就学援助を受けているかたは、今回の申請は不要です。令和7年2月末に振り込みます。

① 援助の内容 (中学校新1年生)

63,000円 (年額)



② 対象となるかた

箕面市内に居住し、令和7年4月に箕面市立中学校へ入学予定の子どもの保護者のうち、次の(1)から(4)のいずれかに該当するかたが対象です。

(1) 令和5年中の世帯所得が認定基準額以下である ※¹

(2) 児童扶養手当を受給している ※²

(3) 地震等で住んでいる家が被災し、家計が悪化した

(4) 失業などの理由で令和6年中に予期せず家計が急変した ※³

※¹ 認定基準額は、生活保護基準額の1.2倍です。③に目安の額を記載しています。

※² 児童手当や特別児童手当とは異なりますのでご注意ください。

※³ 令和6年中の世帯所得が認定基準額以下であるかたが対象です。



次のいずれかに該当するかたは、対象ではありません。

- 令和7年4月1日までに箕面市外に転出する
- 令和7年4月1日以降に箕面市へ転入する
(区域外就学等により、あらかじめ4月1日から箕面市立中学校への就学を許可されているかたを除く)
- 子どもが箕面市立以外(私立・国立など)の中学校に入学予定である
- 生活保護を受給している(生活保護費から給付があります)

上記に該当するにも関わらず入学準備金の給付を受けたときは、全額返還していただきますので、ご注意ください。

③ 認定基準額の目安

世帯 人数	家族構成など (父45歳、母35歳の場合)	認定基準額	
		持ち家のかた	賃貸のかた
2人	母、中学新1年生	1,976,863円	2,653,663円
3人	父、中学新1年生 小学新3年生	2,492,923円	3,227,323円
4人	父、母、中学新1年生、 小学新3年生	2,894,059円	3,628,459円
5人	父、母、中学新3年生、 中学新1年生、小学新3年生	3,422,340円	4,156,740円

※上の表は目安であり、家族の年齢や家賃額等により異なります。

※令和5年中（令和5年1月～12月）の世帯全員の合計所得で審査を行います。

④ 申請（受付）期間と結果通知

申請（受付）期間	結果通知	振込予定日
令和7年1月10日（金）～2月4日（火）	2月下旬頃	2月27日
令和7年2月5日（水）～2月28日（金）	3月中旬頃	3月21日
令和7年3月1日（土）～3月31日（月）	随時	随時

※令和7年4月1日以降の申請書提出は受理できません。（郵送注意）

※令和7年3月25日～3月31日に箕面市に転入されたかたに限り、

令和7年4月8日まで申請を受け付けます。

※結果通知は、認定の可否に関わらず郵送にてお知らせします。

※認定された場合、指定の口座に振り込みます。なお、就学援助を受給しているきょうだいが世帯にいる場合は、登録済の口座に振り込みます。

⑤ 申請に必要な書類

対象者		必要書類
申請者全員		就学援助入学準備金認定申請書（兼同意書兼請求書）
該当する かたの み	令和6年1月2日以降に他市から 転入した家族が いるかた	・転入した家族の令和5年中の所得を証明する書類 （令和6年度課税証明書、確定申告の控え、令和5年分 源泉徴収票など。コピー可）
	②の（3）に 該当するかた	・罹災証明書
	②の（4）に 該当するかた	・令和6年中の所得を証明する書類 （確定申告の控え、令和6年分源泉徴収票など。コピー可）

6 申請書の記入例 ※オンライン申請の場合は申請フォームの入力のみです

様式第1号(第5条関係)

就学援助申請書(兼同意書兼請求書)				
記入した日を記入してください。 (ただし、令和7年3月31日までの日付)				
令和●年▲月■日申請				
以下のとおり、就学援助入学準備金を申請し、認定された場合は就学援助入学準備金を請求します。 なお、この申請にあたっては、次の点について同意します。 ①箕面市教育委員会が申請者世帯全員の住民基本台帳及び市民税 ②箕面市教育委員会が申請者世帯の生活保護・児童扶養手当の受給 ③給付を受けた入学予定者が、箕面市立小学校及び箕面市立中学校に入学する場合は、当該給付にかかる全額を速やかに返還すること。				
住居	☐ 持家 ☒ 賃貸住宅(家賃月額 7万 円)			
該当事項	☐ 児童扶養手当を受給している ☐ 前年度4月1日以降に地震等で家が損壊した ☒ 該当なし			
申請者	現住所 箕面市●●-■-▲▲			
	保護者氏名 箕面 太郎 (フリガナ) ミノオ ユズル			
	児童生徒氏名 箕面 ゆずる			
	在籍予定校名 ※4月に入学する予定の学校名を記入してください。 箕面市立 小・中 学校			
本人(児童生徒)をのぞく家族構成	氏名(フリガナ)	続柄	生年月日(年齢)	職業・現在の学校名
	ミノオ タロウ 箕面 太郎	父	昭和●年●月●日 (45 歳)	会社員
	ミノオ ハナコ 箕面 花子	母	昭和●年●月●日 (35 歳)	パート
	ミノオ モミジ 箕面 もみじ	姉	平成●年●月●日 (14 歳)	■■中3年
			月 日	
	申請者本人と同居しているご家族及び同一生計のご家族全員を記入してください。			
			年 月 日 (歳)	

※家族の欄が足りない場合は余白に氏名・生年月日を記入してください。

就学援助入学準備金の支給に係る振込依頼書							
就学援助入学準備金が認定された場合は、次の口座へ振込みを依頼します。 (保護者氏名)							
※いずれかに☑をしてください。							
☒ 兄・姉が就学援助費受け取り先として登録済の口座を希望(口座情報の記載は不要です。) ※おひとりずつ口座を分けることはできませんので、兄姉が令和6年度の就学援助を受けている場合は、こちらにチェックしてください。							
☐ 上記以外の口座を希望(下記へ記載してください。)							
金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()	支店 出張所	預金 種別	普通・当座			
口座名義 (カタカナ)	口座番号						

7 申請方法

下記いずれかの方法で、④の期間中に⑤の必要書類を提出してください。

申請方法	提出先
オンライン 申請	 オンライン申請画面URL https://logoform.jp/f/yTtEI
窓口	箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 学校生活支援室 受付場所：箕面市役所 別館3階 34番窓口 受付時間：土・日・祝日を除く 8：45～17：15 ※上記以外の場所に提出された場合、正しく受付できないことがあります。
郵送	〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 箕面市役所別館3階 箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 学校生活支援室 就学援助入学準備金担当 あて 申請書は市のホームページからダウンロードできます。 ※到着日を受付日とします。期日間際の発送にご注意ください。

8 そのほか

- 入学後の就学援助制度（学用品費・給食費等）については、入学準備金の認定結果に関わらず、4月以降に別途申請が必要です。4月以降に学校から案内文等を配付しますので、ご希望のかたはあらためて申請してください。
- 令和5年分の所得申告がまだのかたは、事前に所得の申告をしてください。
（市府民税申告先：箕面市市民税室／市役所別館1階／TEL：072-724-6710）
- 令和5年分の所得申告をされていない場合や必要書類の提出がない場合は、申請書を受理できませんので、世帯員全員の申告状況をご確認のうえ、申請してください。

問い合わせ先

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 学校生活支援室
 住所：〒562-0003
 箕面市西小路4-6-1 箕面市役所 別館3階34番窓口
 電話：072-724-6760（直通）